ハッピー メール

HAPEE MAIL

Hiroshima international Access and Promotion center for Economic Exchange

公益財団法人ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47
TEL:082-248-1400 FAX:082-242-8628
ホームページ:http://www.hiwave.or.jp/HAPEE/
本誌掲載記事・写真の無断転載を禁止します。

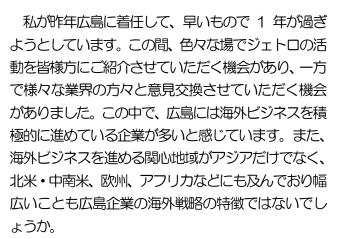
ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。

C	0	Ν	Т	E	Ν	Т	S

日本貿易振興機構(ジェトロ)	大連「制度緩和でちょっとしたベビーブーム到来」 6
広島貿易情報センター 所長 髙橋 弘紀 氏	ニューヨーク「アメリカ人(女性)の購買態度」 7
「企業の海外展開支援の先にあるもの」 1	台北「広島県人会発足」 7
海外レポート	シンガポール「外国人就業規制強化を進める
チェンナイ「2013年インド新会社法の概要について第四回」2	シンガポール、国営人材バンクも始動」 8
ジャカルタ「大統領選挙とその後の経済政策」2	ホーチミン「ベトナム M&A④「不動産」」 9
バンコク 「 クーデター後のタイ経済 」3	中国法律特集(第6回)
N/1「2014年ベトナム国会で可決された法案について」··4	三浦法律事務所中国法別 が イザー葛虹先生 10
重慶「重慶夜の繁華街構築」 5	ハッピーからのお知らせ 12
上海「夏の特別手当」	

企業の海外展開支援の先にあるもの

日本貿易振興機構(ジェトロ) 広島貿易情報センター 所長 髙橋 弘紀 氏



ジェトロ広島では、現在、広島県や(公財)ひろしま産業振興機構などとの協力のもとで、①農林水産物・食品の海外販路開拓、②自動車関連企業の海外進出支援、③環境関連技術・機器の海外商談機会の創出に重点を置いて各種事業を進めてきております。実際に、事業実施の際には、多数の企業の方々が参加され



ることからも、広島県内企業の海外ビジネスへの取組 姿勢の強さを感じているところです。また、海外販路 開拓や海外進出を進める企業への個別支援を行うこ とも私どもの重点業務となっています。

今後重点を置いていく取組として、対日投資促進への取組が加わりました。対日投資促進はこれまでも取り組んできた分野ですが、首都圏以外への地域への海外からの投資はまだ限定されています。その中でも広島は、関西以西で実際の海外からの製造業投資を実現させている数少ない県であり、海外企業を引き付けるだけの魅力を持った地域ではないかと思います。海外からの投資を実現させることは簡単なことではなく、長期的な取組も必要であることから、地域が一層まとまって取り組んでいくことが求められます。

今後とも皆様方の協力をお願いします。

★☆★☆★ 海 外 レ ポ ー ト ☆★☆★☆

2013年インド新会社法の概要について 第四回

チェンナイ ビジネスサポーター 田中 啓介

2014年5月にナレンドラ・モディがインド 18代 首相に就任し、7月にインド新政権下における初めてのインド予算案が発表されました。インフラの整備、製造業の回復、そして、財政赤字の改善を実施していくための改正案が盛り込まれています。次回にその概要についてご紹介をしたいと思いますが、今回はインド新会社法の概要の第四回として「財務諸表」に関する改正内容についてご紹介いたします。

■ 財務諸表及び会計期間の定義について(新会社法:第2条40項及び41項)

2013年インド新会社法においては、一人会社や小会社、休眠会社を除いて、全ての会社がキャッシュフロー計算書(株主資本等計算書については一定の条件に該当した場合のみ)の提出が義務付けられ、子会社や関連会社、合弁会社を有する全ての会社は、それらの会社の概要等を含む一定の情報と共に連結財務諸表の提出も合わせて義務付けられました(第 129 条 3 項)。また、インド国外の子会社を有する会社は、連結財務諸表とともに、その子会社の個別財務諸表も提出するよう規定しています(第 137 条 1 項)。(2014年 4 月 1 日付で施行済)

また、新会社法の下において会計期間を4月から翌年3月に義務付ける新たな規定が新設されました。これまでは税務上の課税期間のみ4月から翌年3月までとする義務規定がありましたが、これで会計上及び税

務上の決算期が一律で3月に固定されることとなります。ただし、本規定は、外国法人の子会社で、かつ、親会社の連結対象になっている等の理由で3月決算以外の会計期間を採用していた会社の場合、改正に伴って求められる変更にかかる影響が大きいため、裁判所及び中央政府機関による許可により、引き続き3月決算以外の決算期を採用することが可能とする例外規定が設けられています。(2014年4月1日付で施行済)

■ 減価償却方法に関する変更(新会社法:第 123 条及びSCHEDULEII)

旧会社法においては、減価償却方法に関しては各種 資産グループごとに最低償却率が規定されていたが、 新会社法の下においては、耐用年数の上限が規定され、 多くの固定資産の耐用年数が短く設定されることとなりました(以下に一部の具体例を紹介)。旧会社法上規定されている償却率に従って減価償却を実施していた会社は、今後償却費が増加することが予想されます。 ただし、耐用年数の短縮にともなって新会社法適用初年度において償却がすでに終了したことになる固定資産のケースにおいては、改正前の簿価は一括で当該適用年度の期首剰余金の調整を行うことで遡及的に適用されるため、この場合に限り、当該年度の損益に影響を与えない点に留意が必要です。(2014年4月1日付で施行済)

	新会社法 (1シフト・定額法の場合)		旧会社法(1シフト・定額法の場合)		
	耐用年数	償却率	耐用年数	償却率	
建物 (Building)	30 年	3. 34%	30 年	3. 34%	
機械装置等 (Pland and machinery)	15 年	6. 67%	21 年	4. 75%	
家具等 (Furniture and fitting)	10 年	10. 0%	16 年	6. 33%	
器具備品等 (Office equipment)	5 年	20. 0%	14 年	7. 07%	
コンピューター (Desktop/laptop etc)	3 年	33. 33%	6 年	16. 21%	

大統領選挙とその後の経済政策

ジャカルタ ビジネスサポーター 松井 和久

今年のインドネシアは、5年に1回の大統領選挙があり、7月9日に投票が行われました。現在のユドヨノ大統領が2期10年を務め、憲法の規定で立候補できないため、新正副大統領のもとで10月に新政権が発足することになります。

今回立候補したのは2組で、元軍人でグリンドラ党

党首のプラボウォ・スビアント氏(大統領候補)と前経済調整大臣で国民信託党党首のハッタ・ラジャサ氏(副大統領候補)のペア1と、ジャカルタ首都特別州知事(休職中)のジョコ・ウィドド氏(大統領候補)と元副大統領でインドネシア赤十字総裁のユスフ・カラ氏(副大統領候補)のペア2です。

当初はペア2の支持率がペア1を大きく上回っていましたが、選挙運動期間中に、ジョコ・ウィドド(通称・ジョコウィ)氏への激しい誹謗中傷キャンペーンが行われ、相対的にペア1の支持率が上昇していきました。投票終了後、民間調査会社によるクイックカウントが行われ、8社がペア2の当選、4社がペア1の当選を伝え、両ペアがそれぞれ勝利宣言する事態となりました。

その後も、両ペアの陣営が独自に投票所単位の得票 集計を行い、それぞれの陣営の勝利を確信させる数字 を出しています。まさに、情報心理戦といった様相で、 総選挙委員会による正式の得票集計への介入の可能性 も考えられ、7月 22 日の正式開票結果の如何にかか わらず、両ペア間で不正選挙との非難応酬がなされる 可能性があります。この件については、十分に動きを 見ていく必要があります。

とはいえ、ペア1及びペア2の政策上の方向性については、実は大きな違いはありません。どちらもイン

ドネシアの主権や自立的態度を意識しながら、汚職撲滅と効率的な行政運営、産業における生産性の向上、 民主主義の発展などを目指すとしています。

外資政策においては、産業高度化を図るために、未加工鉱石輸出禁止・製錬所建設推進といった付加価値向上のためや民族主義的な政策を採る方向で、原則的に「インドネシアで出来ることはインドネシア自身が担う」という主張は、より明確になることでしょう。その一方で、生産性向上や競争力強化のために、外国から技術導入を図っていくとも確実です。両ペアとも、外国投資を排除するような政策は採らないと明言しています。

インドネシアの産業高度化の柱となるのは、二輪車・自動車産業です。これは日系企業が集中している部門であり、インドネシアが輸出指向工業化を目指すうえで不可欠な産業です。誰が大統領になっても、二輪車・自動車産業の発展を妨げるような政策は採れないと考えます。

クーデター後のタイ経済

軍事政権による暫定政府が、プラユット議長の下、動き出しました。当初は、タクシン派に厳しい対応をとっておりましたが、国民和解を標榜している観点から、兵士主催によるタクシン派・反タクシン派のカラオケ大会や賞品を提供してのじゃんけん大会などが行われたり、サッカーワールドカップの放送を無料で観戦出来るようにするなど、何とか国民の融和を図るべく、涙ぐましい努力を始めました。

また、前政権の政策の一つである農家に対するコメの高価買取は、止められていた支払い(920億バーツ)が再開され、全ての支払いが終わりました。タクシン支持派が多数を占めていた農家からは、「前政権は約束を守ってくれなかったが、軍事政権は言った事は守ってくれた」と、政治の流れを変えるような発言も出るようになりました。

公共事業については、新幹線導入は中止しましたが、 在来線の列車、機関車の新規購入や空港、マフィアが 牛耳っている TAXI の諸改善等を打ち出し、賄賂が横 行せず透明性が確保出来れば、実施に移すとの声明を 発表しました。投資奨励策についても、その認可が棚 上げとなっていましたが、委員を任命し、700 件の保 留案件に認可を与えはじめています。そのほか、家庭 用LP ガスの価格引き上げを延期、生活必需品の価格

バンコク ビジネスサポーター 富永 勇三

統制を始めました。VAT(付加価値税)は、現状を更に一年間維持する(7%から10%に上げない)ことにしました。これらの対策により、今年後半には、景気は多少持ち直すとの見方も出てきており、今年のGDPは前年比2%程度の伸びになるものと予測しています。

最近、タイの家具やその部品類に注目が集まってきています。これらの輸出総額の4分の1が日本向けです。人気の理由は、多くの日系企業がタイへ進出したことにより、性能・デザイン・品質が飛躍的に改善されたこと、日本のニーズに合致するようになったことや機能性・実用性に優れてきたことが評価されているからです。一方、競合国の中国では、素材となるゴムの木の供給が少ないことや、昨今の政治情勢から日本が中国への依存を減らしているなど、タイには追い風となっています。根強い欧米への輸出や新興国市場における住宅、ホテル、オフィス需要の増大が拍車をかけ、対前年比8%程度の伸びが期待されています。広島の家具関連企業には注目していただきたいと思います。自動車関連については、内需は落ち込んでいますが、輸出は好調に推移していると感じています。

興味深いのはコメです。タイの余剰米を中国に売却することを前政権が進めていましたが、デモ等タイ国内のごたごたに巻き込まれたくない中国は、その発注

を見合わせて来ました。軍事政権が発足し、それを批判して制裁措置もちらつかせた日米の対応に反発してか、さらにはコメの相場も下落して来たタイの窮状につけ込み、素早く中国がベトナムからの買い付けをキャンセルし、タイ米の買取に動き出しました。軍事政権は、この中国の動きに大いなる感謝の意を表し、友好関係を深めるジェスチャーを演じています。明らかに日米への反発のメッセージと感じていますし、間髪

を入れず、お金を武器に切り込んで来る中国の強かな 外交を感じます。しかし、タイも強か、コメは売って も心は売らぬと思っています。

在タイ米国大使館では、タイの要人を招いて恒例のパーティを開催しますが、今年は、軍事政権の要人を誰も招待しませんでした。軍事政権側もこれを無視し、表面的には平穏を保っています。水面下で話し合われているであろう外交政策に、強い興味が湧いてきます。

2014年ベトナム国会で可決された法案について ハノイ ビジネスサポーター 中川 良一

ベトナムでも 日本の感情的な表現をする地方議員 は非常に有名となり、ベトナム人の若者から、日本議 員はユニークで面白いと言われています。

さて今回は、ベトナムの国会と先月終了した国会で 決議された法案についてレポートします。

ベトナム国会議員は、2011年5月22日に行われ た総選挙で当選された議員の方々です。立候補者827 名の中から 500 名(定員) が当選し、うち女性議員 が 24.4%を占めています。2011 年 5 月 22 日の総 選挙後、同年7月23日に初めての国会が召集され、 国会議長を選出し、25日に大統領、26日に首相、最 高裁判官及び検察院長を選出しました。また国会選挙 と同時に、地方議員選挙も実施され、全国 63 省の省 議員定数 3,829 名、郡議員の定数 21,124 名、村議 員の定数 281,720 名が選出されました。また、2012 年 11 月 21 日の国会で決議された「議定 35/2012/QH13」により、国会で選出された主要ポ ストについて、毎年一回、国会内で信任投票を行うこ ととなりました。この信任投票を受ける対象は、大統 領、副大統領、国会主席、国会副主席、国会各委員会 の委員長、首相、副首相、閣僚、最高裁判官、検察院 長を含む 47 名であり、また地方議会にも同様の信任 制度があります。省議会議長、副議長、知事、副知事 が信任投票を受ける対象となります。

今年の国会は、2014年5月20日から6月24日まで開催され、11の法案が可決されました。環境保全法改正法、公的投資法、関税法改正法、破産法改正法、医療保険法改正補足法、水上交通法改正補足法、婚姻家庭法改定法、建設法改正法、外国人入国管理法改正法、公証法改正法、国籍法改正法が新たに改定あるいは補足修正されました。この中の破産法については、1993年12月30日に初めて国会を通過し公布されましたが、その後2004年6月15日に改正が

行われ(2004年の破産法)、今回は2回目の改正となります。破産法は、最初に公布されてから約20年間経過していますが、多くの専門家の話では、手続が煩雑で規定内容に曖昧な部分が多く、現在まで裁判所により破産宣告を受けた事例は非常に少ないそうです。そのため多くの企業は、実際には破産状態にありながらも、破産手続が取られずに放置され、最終的には責任の所在もはっきりしないまま"自然消滅"という道



が取らて期ケ行返合いとす改いのの企業がし返たがしなって、をを超れてを発したのののでは、ないのででは、かいのででででは、ないがあるがでいるがあれるができないがあるができないがあるができないがあるができないがあるができないがあるができないがあるができないがあるができないがあるができないがあるがあるがある。

(2011年の国会選挙投票ポスター)

次に婚姻家庭法の改正で、ベトナムでも初めて代理母出産を認めるかどうか審議され、今国会での大きな話題となりました。最終的に、当法案は80%の賛成投票を得て可決されました。当法律では、代理母出産を許可する条件として次の5つを指定しました。①代理出産人は、依頼人の夫婦の親戚であること②代理出産人が子供を産んだことがあること。また代理出産の行為は、生涯で一回しか許されないこと ③代理出産人は出産に対し適齢で、健康であること ④代理出産人が既婚者であれば、本人の夫による文面承諾を得

ること ⑤代理出産人は事前に医学、法律および心理 に関するコンサルティングを受けること この5条件 が決められた理由は、代理出産が人道的な措置であり、 代理出産ビジネスを規制することが狙いとなっている ようです。また、この婚姻家庭法では、同性結婚が認

められないことが明記されています。

ベトナム国会は年に2回開催され、次回の国会は本年11月に開催される予定であり、投資法改正法、会社法改正法、住宅法改正法、不動産ビジネス法改正法など重要な法案が審議される予定です。

重慶夜の繁華街構築

重慶 ビジネスサポーター 吉川 孝子

7月に入ると大学卒業の時期となり、2014年期の専門学校、大学、大学院の卒業生は既に学校を離れ、86%以上の学生は就職している。7月13日市教育委員会は重慶市今年度の卒業生就職データを発表した。全市62カ所の専科、大学、大学院の卒業生人数は総計18.3万人、6月30日までの就職率は86.89%、昨年同時期と比べて1.46%高まった。

2013年9月~2014年6月末までに、重慶市は 大学と企業の交流会、オープンキャンパス、インター ネット求人就職活動などの就職イベントを 4,263 回 開催し、累計で大学生に 3.69万社の求人企業を紹介、 業務件数は 46.36 万業務提供、つまり1卒業生につ き 2.5 件の就職チャンスがある。

学歴が比較的低い専門学校卒業生の就職率は本科生 や大学院生より高い。市教育委員会の統計データによ ると、今年重慶市の大学院卒業生 1.5 万人、就職率は 75.53%;本科卒業生 9.42 万人、就職率は 86.69%; 専門学校卒業生 7.38 万人、就職率は 89.47%。

6割以上の専門学校、大学、大学院卒業生は私営企業に就職、1.80%の卒業生は公務員になった。統計によると、今年重慶市の大学卒業生の内、国家機関に就職する割合は12.22%、国有企業に就職する割合は12.18%、私営企業に就職する割合は昨年同時期に比べて1.22%上昇、63.92%に達している。また、6割以上の卒業生は重慶に留まっており、ここ数年来、重慶で就職する卒業生は年々上昇の勢いを呈し、本年重慶で就職を選んだ卒業生は63.94%を占め、昨年同

時期より5.54%高い。

近年重慶の社会経済が急速に発展し、人材を吸引できる優位政策もあるため優秀な卒業生には魅力ある都市となっている。魅力ある都市として留まる要因の一つには5月下旬に重慶市政府の《重慶市人民政府夜型繁華街(※1)経済発展奨励に関する意見》(以下は「意見」に略称する)審議通過がある。2017年まで、重慶全市は市レベルの特色型夜型繁華街(※2)20条、創業型夜型繁華街(※3)30条を構築し、5万人以上の人に仕事のチャンスを与えることによって、社会消費品小売総額(※4)350億元以上が新たに増加でき、2020年までに市レベルの夜型繁華街を更に増加させ、全国的に影響力のある特色夜型繁華街ブランドを創造する。

2013年年末、夜型繁華街経済代表の「夜のこない九街(※5)」は正式に経営が始まり、現在まで経営状況は良好である。一部分の飲食業は娯楽・レジャー業に転業し、多くの知名娯楽施設(歓楽迪カラオケ、好楽迪カラオケ、重慶 UME 映画館(※6)など)が導入された。他にも「化龍橋重慶天地」、「石橋舗屋台街」、「較場口30度バー街」などの夜型繁華街経済も順調に発展している。「意見」を公開後、夜型繁華街によって、各自の特色を引き続き発揮できるよう、業態調整やアップグレードに力を入れるなど、学生や若者達が将来の起業家を目指せるよう、政府関連部門も総合服務などの関連扶助を提供している。

- (※1) 夜型繁華街は北宋の東京(現在の河南開封市)に起源、夜間に昼間と同様な商売を行う市場である。雑貨、飲食、軽食、服装、電気製品などあらゆる商品が販売可能である。夜市は熱帯、亜熱帯国家の重要な観光名所であり、中国大陸と台湾、香港など夜型繁華街は庶民生活文化の重要な代表の一つである。
- (※2)特色型夜型繁華街は飲食、レジャー等の業界が集まり、都市独有の民俗文化と融合、市民に夜間販売の場所を提供。
- (※3) 創業型夜型繁華街の定義は庶民生活改善のため、低所得層に就業ルートを広げ、良好な創業環境とビジネスプラット フォームを提供する。同時に統一規範管理を行い、政府から各方面の支援を提供。
- (※4) 社会消費品小売総額とは卸売りと小売業、宿泊と飲食業及びその他業界が販売する消費品小売額を指す。
- (※5) 九街は重慶市江北区に属する場所の地名である。
- (※6) 重慶 UME 映画館は香港 UME 映画館グループが 2004 年 12 月投資・建設された国家認証を持つ 5 つ星映画館である。建築面積は 7,000 平方メートル、15 個の上映ホールがある。

去る7月7日、まさに夏らしい暑さが訪れるとされる「小暑」の日に、上海市は梅雨明けを迎えました。 今年の梅雨は、平年より1週間ほど短く、降雨量も少ない17日間でした。また、期間中の平均気温は平年より2度低い25℃で、最高35℃を超える日がなく、比較的涼しく過ごしやすい毎日でした。

しかし、梅雨明けからはゲリラ豪雨が頻発し、湿度 の高い蒸し暑い日々。史上最高気温の記録を更新した 昨年のような暑い夏がやってきそうです。

さて、中国には「高温手当」という制度があります。 毎年夏になるとニュースでも取り上げられ、市民の間 でもよく話題に上るこの制度は、高温時の屋外作業を行う労働者に対して、事業者が手当を支払うことを義務付けている国家法規です。具体的には、気温が35℃以上に達した場合に、職場の気温を33℃以下に調整できない環境で働く従業員に支払うとされています。しかし、各地方で条例が異なり、対象期間や支給額も違いますので、とくに工場関係や屋外作業を伴う事業所を所有する企業は、各種制度を再確認する必要があるでしょう。また、近年はオフィスワーカーでも、外回り営業担当者に同手当を支給する会社があることも付け加えておきます。

地域	期間	支給額
上海	6月~9月	200 元/月
江蘇省	6月~9月	200 元/月
河南省	規定明記なし	10 元/日
北京	6月~8月	180 元/月 · 120 元/月(室内作業人員)
浙江省	6月~9月	160 元/月(高温環境作業人員)
成都	規定明記なし	10~12 元/日(高温環境作業人員)
		5 元/日を下回らない(最高気温 33~35℃)

ここで、労務管理上の注意点を挙げておくと、主に以下の3点がポイントになります。

- ・高温手当を最低賃金に含むことはできません
- ・高温手当は、税前額で表示されています
- 月次高温手当は出勤日数に応じて減額することができます

支給額などの条件は、毎年見直され、高い確率で増額されます。たとえば、上記表の北京では、昨年の90元が120元にアップしました。

しかし、中には、手当を払わない事業者もいます。 日系企業をターゲットにしたストライキや訴訟が発生 する可能性もありますので、専門家に相談するなどし て、就業規則などで明確に規定しておくことも必要で しょう。

このように、夏は猛暑、冬は空気汚染と、一年を通 して職場環境に対して敏感になる中国では、今後も 様々な対策が取られると思います。

制度緩和でちょっとしたベビーブーム到来

大連 ビジネスサポーター 劉 瑛

1979年から実施されてきた一人っ子政策が、当初29年間実施と決めたにもかかわらず、「夫婦とも一人っ子の場合、二人目の出産を許す」の以前の施策から、今年2月からは「夫婦いずれか一人っ子であれば、二人目の出産を許す」に緩和されました。この緩和策で一番喜ぶのは、役所や国営企業で働いている夫婦でしょう。なぜなら、政策違反を犯してまで二人目を生むなら、必ず仕事をクビになるため、今まで二人目が欲しかった場合は、夫婦両方が役所あるいは国営企業をやめるしかなかったのです。

この政策はかなり長い間噂されていましたので、早 速2月、3月には二人目を妊娠したような方が多くな りました。大連婦人産科病院に聞くと、これにより高齢妊婦の増加が目立ち、来年は羊年で不吉であるという昔からの説がプラスして、婦人科産科として大連で一番病床数を所有するこの病院でさえ、事務室まで病室に改造し、数年前に始まった家庭出産室(出産できる大きい個室)なども全部取りやめにしても病室が足らないそうです。本来であれば3日間は入院すべきところを、2日間に短縮するなど、大変立て込む状態が続いています。

また、婦人産科病院の近くの店では、妊婦、産婦、 赤ちゃん用品がメインで、10年前と違って、輸入品 が主流になっています。紙おむつは花王の Merries、 哺乳関連道具は Pigeon など、もちろん明治の粉ミルクは定番で、色々な日本ブランドが溢れています。ただ、消費者にヒアリングすると、それらが本当の輸入品なのかどうかは疑惑で、安心して買えないそうです。一方で、「花王の紙おむつを2コンテナ輸入したいけれど、取り扱う企業を紹介してくれませんか」との相談は何回も直接受けたことがあります。つまり、全てが偽物という事ではないみたいです。また、最近の妊婦専用衣類はデザインがとてもおしゃれで、色も鮮やかで中国で人気の色が多く、「妊婦に見えない」ように意識している女性に考慮されています。

さらに、今日の新聞によると、最近では、自動車運

転免許の習得をしている50歳以上の年配者が、3年前の習得希望者全体の2%から5%に上がっていることが分かりました。そのうちの70%の年配者が「孫の送迎」が理由だそうです。自動車運転マナーの悪化や誘拐の恐れなどから、小学校6年生でさえも送迎が必要で、共稼ぎの親は、下校時間の迎えは無理ですので、祖父母による出迎えが主流です。ますます車が普及している中国では、炎天下の夏や寒い冬、排気ガスや有毒スモックの中を15分間でも大事な子供に歩かせるのも心痛いですので、祖父母達は車を無理やり運転するしかないでしょう。

アメリカ人(女性)の購買態度

ニューヨークビジネスサポーター 今泉 江利子

先日、NYですでに 10 年間アメリカ人向けにヘアスタイリストとメーキャップアーティストをしている日本人女性に、若いアメリカ人女性がどんなビューティー関係の製品に興味があり、どんなものを実際に購買するか、調査を依頼しました。これは、新しい化粧筆の開発に関する調査だったのですが、結果は聞いていた日本人の商品開発者にとっては驚くようなことばかり。以下がそのまとめです。

- 1. アメリカ人女性はいくつになっても可愛らしい物が好き。(60 代女性にも隠れキティちゃんファンがいるそうです)
- 2. 色はピンク系、ぱっと目に留まる明るい色がいい。地味な色はあまり好まない。
- 3. 細かいディテールにこだわらない。 (留め金の隙間があいていたり、塗りが
- 一定でなかったりしても、全体が気に入ったら買う) 4. 手にとって使うものだったら、ある程度大きくグ リップがしっかりしていないと使えない。(手が大きく、 器用でないので、細いペンや化粧筆は使えない)
- 5. ある程度、時間がたったら壊れるものがすき。(そ

うしたらまた新しい物が買える)

米国向けには、日本的な要素を出してディテールにこだわり、日本的な色調で、優美でたおやかな細身の筆をつくろうと思っていた開発者にとっては、最初からデザインを考え直さないといけない結果です。その上、買ってもすぐ飽きるので、どんどん新しいものに買い換えられるように、ある程度の時間がたったらう



まく壊れてくれるものが都合がいい、という結果。これは「もったいない」を逆でいく発想です。確かに、アメリカ人は日本人よりも捨てることにこだわりがありません。まだ使えるような小物や家具なども平気でゴミ収集車に持ってい

ってもらいます。買うこと自体が彼女らの趣味であり、 長く使うことにはあまり意味がないのでしょう。とい うことで、アメリカ向けの商品開発には、こんなびっ くりするような要素も考慮したほうがいいようです。

広島県人会発足

台北 ビジネスサポーター 皆川 榮治

台湾にも日本各地から大勢の日本人が来て仕事や生活に励んでいます。仕事で日本から派遣されている人が多いですが、台湾の人と結婚して生活している人もいれば、それらの子弟もいますし、留学生もいます。交流協会に届け出を提出している人数だけでも 1 万6000 人いると言われています。実数は把握できませんが、3万人以上と言われています。

日本人会に「さんご」と言う雑誌があり、会員約3000人を対象に毎月発行・配布しています。最近この雑誌に日本各県の県人会を発足させ、紹介する記事が毎月のように掲載されています。つまり在台日本人3万人の幾人かが、県ごとに集まって交流会を持とうと言う機運が盛んになっているのです。今年になって10月号までの予定も含め、岡山県、岩手県、沖縄県、

北海道、静岡県、愛知県、岐阜県、大阪府と8府県にのぼっています。この中9月号に広島県も仲間入りしようと、実は先週6人の広島県関係者が集まり、広島県人会の発足について話し合いました。ワイワイガヤガヤ広島太郎やカープの話題に花を咲かせながら、今後の県人会の運営について次のような方向を決めました。写真はそのときの乾杯風景で、会場は広島焼きの店「広島」です。

広島から台湾に来られ、ビジネス展開をお考えの方もこの県人会を通して関係づくりにご活用できるのではないでしょうか。

1.目的:会員相互の交流と親睦を促進し、広島の特徴を広く台湾に伝える

2. 会員: 広島県出身者及び広島県の企業、学校で就業、就学した

など広島県と関わりの深い台湾在住者(日本人、台湾人

以外も良い)

3. 会員の募集: 7月22日の発起人6人が中心となり上記会員参加希望者を呼び集め、発会式を行なう

4. 発会式: 2014年8月29日(金)午後7時

5. 会長と幹事: (会長) 陳炳崑さん、(幹事) 欧元韻 さん、大成権真弓さん

6. 会費:毎回会合日に各会員自己負担

7. 当面の運営:8月29日の発会 式を機に2~3ヶ月に1度のイン ターバルで交流食事会を行い、懇親 を深めその中から、ゆくゆくは広島 の特徴を伝える展示会なども発展 的に考えたい。

ハッピーメール読者の皆様も、も し台湾に来られたら広島県人会に お声をかけてください。お世話させ ていただきます。



外国人就業規制強化を進めるシンガポール、国営人材バンクも始動

シンガポール ビジネスサポーター 碇 知子

外国企業、外国人にオープンな政策で経済発展を遂げてきたシンガポール。しかし、2011年の総選挙では外国人の急激な増加への国民の不満が顕在化。それ以来、外国人受け入れ政策が大きく転換してきています。

急激に上がった就業パス基準月収

その1つが就業許可基準月収の引き上げです。シン

ガポールでは基準月収の額により、就業パス(就業ビザ)の種類をいくつかに分けています。家族を帯同できる就業パスは、P1、P2、Q パスの3種類ですが、2011年7月以降、3回にわたって引き上げられました。P2パスにいたっては、2年半で1000シンガポールドル、29%の引き上げです。

就業許可基準月収の変化 (単位:シンガポールドル ※1S\$≒81円)

	2011年7月以前	2011年7月~	2012年1月~	2014年1月~
P1パス	7000	8000	8000	8000
P2パス	3500	4000	4500	4500
Qパス	2500	2800	3000	3300

しかし基準給与が引き上げられたからといって、すぐに昇給するわけにはいきません。他のスタッフの昇給も考えなければならず、人件費の大幅増になるからです。そのため、P2パスの人が更新時にはQパスで申請するなど、あの手この手で対応しようという企業もあったようですが、2013年上半期には約2600人分の就業パスが更新されませんでした。日本人も例外ではなく、私の周りでも就業パスが更新されずに、他国に転職した人、日本に帰国した人がいました。

他にも、求人広告には特定の国籍、民族を指定したり、特定の言語を話す人を募集する掲載を禁じるなど、 規則が導入されています。日系企業では、「日本人募集」 とか「日本語スピーカー」といった募集広告を出すことも多かったのですが、全てご法度となったのです。 2013年11月の報道によると、2013年3月から11月にかけて、国籍や年齢などを限定した求人募集をかけていた27の企業に対して6カ月間外国人の雇用が認められないという措置がとられています。

官製人材バンクへの登録義務付け

さらに、今年8月から実施される政策が官製人材バンクです。企業は、外国人の就業許可を申請する前に、政府が運営する無料求人情報 Web サイト「Jobs Bank」に求人情報を2週間、掲載しなければならな

い、というものです(※1)。この求人ウェブサイトから求職できるのは、シンガポール人と永住権保持者だけ。最終的にシンガポール人・永住権保持者の応募者ではなく外国人を雇用した場合は、その理由の説明が求められます。ただし、政府はあくまでも、シンガポール人の雇用を義務付けている訳ではなく、シンガポール人の雇用の促進が目的であると強調しています。

本社からの駐在員については、世界貿易機関(WTO) が定めるグループ内移動者の条件(※2)をクリアすれば、人材バンク登録の対象外となりますが、経験の少ないジュニアの研修派遣などは難しくなるかもしれません。

人手不足、人材難で海外移転?

一方、失業率は 1.9% (2013 年) と低水準。人材不足で給与水準は上昇傾向にあります。さらに外国人労働者に対する人頭税も引き上げられており、シンガポール経営大学の調査によると、2014 年、人件費は20%上昇すると予測されています。こうした中、ミドル・バックオフィス業務の海外移転を検討している銀行や I T企業もあるようです。

オフィス賃貸料を含め、日本よりコストが高いといわれるシンガポール。人事戦略を含めた周到なビジネスプランが事業継続には必須です。

- ※1 従業員 25 人以下の会社、月額固定給与が 12000 ドル以上のポストは対象外。
- ※2 "Intra -Corporate Transferees". マネージャー、エグゼキュティブ、スペシャリストのポストが対象で、ある程度の権限を発揮できること、あるいは専門知識を持っていることがなどの条件がある。

ベトナム M&A④「不動産」(5回シリーズ) ホーチミン ビジネスサポーター 石川 幸

2013年、ベトナム進出の日本企業は500件(新規許可ベース)と3年連続で過去最高の件数を更新中です。

5回連載ベトナム M&A の第4回は「不動産」です。

1. 外資参入障壁が残る

前回、投資ライセンス証は、日本で言えば「許認可証」という性質を有しており、日本と大きく異なる点は、事業会社が設立する前に当局の事前承認が必要であるという点であることをお伝えしました。実質的に、すべて許認可制だと言えます。

2. 不動産(土地)

ベトナムでも不動産は土地と建物に分かれます。土地に関して、所有権がないベトナムでは「使用権」の扱いが日本とは異なります。長期使用権の保有という場合にも、無条件ではないため、ケースバイケースの判断が求められます。例えば、工業団地のように敷地の利用権が安定している場所を例にすると、(1)長期使用権の残存期間が何年なのか (2)権利主は本当に権利を保有しているのか (3)譲渡の場合には、現在所有者が一括で対価の支払を済ませているのかどうか (4)もともとの使用権者であった工業団地側との契約関係で、何か懸念点がないかどうかがポイントになります。

例外的なケースとして、外資同士が土地の長期使用権を譲渡できるケースがあります。しかし、ローカル企業を買収する場合には慎重な検討が求められます。

- (1) 対象となる不動産が外資に譲渡可能かどうか
- (2) 対象となる不動産が外資に譲渡可能である場合

に権利関係の確認 (3) 不動産所有者自体が変更になる訳ではないため(いわゆる、オーナーチェンジというだけです)、それが何らかの影響を与えるかどうかの検証 というプロセスになります。

3. M&A 基本合意だけで安心しないこと

何度もお伝えしますが、ベトナム企業側はホームタウンなので、かかる外資規制の実態を知らないこともあります。あるいは、特有の気質かもしれませんが、細かいことや相手のことを気にしないベトナム人もいます。

特に不動産が関係する場合には慎重に判断することが求められます。ローカル側が有利な法制度に加えて、その実現価値が外資にとって同じとは限らないからです。例えば、外資で保有できないと判明した場合には、投げ売りのようになるか、あるいは何か追加コストが発生することは避けられません。すなわち、ローカル企業と違い、額面通りには考えられず、慎重な判断が求められます。

この不動産についても、外資としては事前によく確認が必要になります。ローカル側と「株式譲渡」や「持分譲渡」という契約の合意は有効に成立していても、不動産の登録が当局に承認されないので実現しないとなれば、その M&A 自体が意味をなさないことにもなりかねません。一方で、不動産の登録が成功しないからと言って、株式譲渡や持分譲渡の対価が戻されないという懸念も高いです。

次回最終回は、「M&A の狙い」をご紹介します。

中国法律特集(第6回)最終回

三浦法律事務所・中国法アドバイザー葛虹先生が講演されました「中国ビジネスの撤退に関する法制度と実務について」 (平成24年11月) をハッピーメール用に加筆いただき、6回に分けてシリーズで紹介させていただきました。

「中国ビジネスの撤退に関する法制度と実務について」

- 1. 中国ビジネス撤退方法
 - (1) 出資持分譲渡 例 1、例 2
 - (2) 解散•清算(普通清算) 例3、例4、例5
 - (3) 破産清算
 - (4) 合併 例6
- 2. 中国ビジネス撤退に伴う従業員の解雇の問題
 - (1) 解雇の法的手続
 - (2) 経済補償金 例7

今月号での掲載 左記目次のうち、

- 2. 中国ビジネス撤退に伴う従業員の解雇の問題
 - (1) 解雇の法的手続
 - (2) 経済補償金 例7

となりますので、保存してご覧ください。

2. 中国ビジネス撤退に伴う従業員の解雇の問題

注:第5回(6月号)からの続き

解雇の問題を下手に処理すると、違法解雇として無効になるのみならず、大きな労働争議、集団的紛争までつながる可能性があります。ひいては、撤退計画に悪影響を与えてしまう場合もあります。そのため、慎重に取り扱わなければなりません。

(1)解雇の法的手続

中国の労働契約法によれば、20名以上の従業員(20名未満の場合は、従業員全体の10%以上の従業員)を解雇する場合は、30日前までに労働組合又は従業員全員に対して状況を説明し、労働組合又は従業員の意見を聴取し、かつ所在地の労働管理部門へ報告した後、解雇を行うことができます。

法律が、このような抽象的な規定ですが、ここだけ分かりにくいので、以下は、モトローラ解雇事件 を具体的な例として説明致します。

2012年8月13日、グーグル社に買収されたモトローラ・モビリティは、経営再建の一環としては、アメリカ本社及び世界で展開している子会社の従業員の20%に相当する4000人を削減し、世界の事務所など約3分の1を閉鎖することにしました。中国には、モトローラ100%出資で、北京、南京、成都などの複数の支社をもつモトローラ(中国)有限公司があります。そして、翌日、モトローラ本社の責任者は、南京支社の閉鎖などを内容とするリストラ計画を発表しました。このリストラによって、南京支社の従業員560名が一斉解雇されることになりました。モトローラ側がリストラ計画の発表と同時に、以下のような解雇案を従業員に提示しました。

- ・従業員560名のうち40人には社内配置転換ポストを提供する。
- ・9月30日までは従業員全員に給料を支払う。
- ・ 期限前まで応じた従業員には、勤務年数+2ヶ月分の経済補償金を支給する。
- ・ 期限前まで応じない従業員は、解雇のうえ、法的基準の経済補償金のみを支給する。

8 月下旬、モトローラ側は、労働組合の承認を得て、南京の労働管理部門への報告資料を提出しました。しかし、従業員たちは、労働管理部門に対し、「モトローラの一斉解雇が乱暴だ」と訴え、抗議活動を行いました。そして、南京の労働管理部門は、モトローラ側に対し、従業員が再就職できるまでの時間などに配慮したうえで補償条件を見直すようと指導しました。これを受け、モトローラ側は給料の支給期間を2ヶ月分延ばして、以下のような修正解雇案を提示しました。

- ・従業員560名のうち40人には社内配置転換ポストを提供する。
- ・11月30日までは従業員全員に給料を支払う。
- ・ 期限前まで応じた従業員には、勤務年数十2ヶ月分の経済補償金を支給する。
- 期限前まで応じない従業員は、解雇のうえ、法的基準の経済補償金のみを支給する。

その後、南京の労働管理部門は、モトローラ側の報告資料を正式に受付、解雇手続の開始を認める通知をモトローラ側に出しました。最後、南京支社の従業員全員は、このような条件を受け入れ、解雇同

意書に署名しました。モトローラの中国子会社の整理解雇はここにきて一応一件落着しました。

(2) 経済補償金

経済補償金とは、中国の労働契約法上、一定の法的事由に基づく労働契約の解除時に従業員に対して 経済的な補助を与える意味で付与が義務づけられているものです。

労働契約法上いう「一定の法的事由に基づく労働契約解除」の場合とは、具体的にいえば、会社の解散、破産による従業員の解雇の場合、又はその会社の都合による一方的な解雇の場合、又は労働契約期間が満了し、会社が同様な労働条件でそれを更新しない場合を指します。これらの事由は、会社の経済補償金の支払義務を発生させる法的な事由です。

経済補償金の基本計算式は、以下のとおりです。

経済補償金=当該会社での勤務年数×当該従業員の直近 12 ヶ月の月平均給与(賞与・手当を含む)

法律上、会社側の負担が過重なものとならないように、従業員に経済補償金の支払う年数は最高でも 12年を超えてはならないという規定があります。また、経済補償金の計算基準とする従業員の月給に ついても、法律上制限があります。

つまり、当該従業員の月給は、所在地域の前年度の従業員の平均月給の3倍を超える場合は、当該従 業員に支払う経済補償金の月給計算基準は、所在地域の前年度の従業員の平均月給の3倍とします。

この法的計算式はあくまでも基本計算式です。実際の経済補償金の計算において、各従業員の勤務開始時間、勤務年数、勤務地、経営期間満了による解散かどうかによって調整されることもあります。調整後の金額と調整前の金額の間に、相当な差が出る場合もあるので、実際に支払う必要とされる経済補償金を計算する際に、専門家の意見を聞いた上で計算してください。ここでは、一応基本計算式による計算の例を見てみましょう。

例7

W 省にある外商投資企業 X 社は、経営期間満了前に会社を解散清算し、従業員全員を解雇することになりました。 X 社は、以下のような雇用条件の従業員 A に対しては、法的基準の経済補償金に関していくら支払わなければならないでしょうか?

A の雇用条件:

勤務期間:2000年1月1日~2013年12月31日

• 給与: 8000 元/月

・賞与及び手当: 直近 12 ケ月の合計 36000 元・W 省の 2010 年度の従業員平均月給: 3000 元

A の場合は、実際の勤務年数が 13 年ですが、計算上最長 12 年とされます。直近 12 ヶ月の月平均給与は、8000+(36000/12)=11000ですが、W省の 2010年度の従業員平均月給 3000元の 3 倍(9000元)を超えたため、最大 9000とされます。従って、A に支払わなければならない法的基準の経済補償金の金額は、1,080,000元

実際には、従業員を解雇する際に、物事を円滑に進めるために、法的基準の経済補償金プラスアルファで従業員に補償金多めに支給するケースが多く見られます。ただ、先紹介したモトローラ社のようないい補償条件の例があまり多くありません。モトローラ社の場合は、モトローラないしグーグル社が中国市場で有名会社としての良いイメージを維持するためによい補償条件を出したわけです。

第6回シリーズは終わりです

く星新情報!>

平成 26 年 10 月 22 日(水) 東広島市において、三浦法律事務所・中国法アドバイザー葛虹先生の「中国法律セミナー 〜労働契約法との関わり方〜 最新のトラブル事例から学ぶ、中国ビジネスの今」と題して講演会を開催予定です。ハッピーメール 9 月号にてご案内いたします。

ムッピーからのお知らせ

毎年恒例!

「国際賛助会員の集い」

当センターのシンガポールビジネスサポーターをはじめとする同日開催の海外ビジネス支援セミナーの講師の方々や広島上海事務所所長のほか、関係機関等との交流や、会員相互のビジネスネットワークを広げていただく場として、また、最新の海外情勢の情報収集の場に、是非ご活用ください。

皆様のお越しをお待ちしております!

※ 詳細・申込方法等につきましては、同封の案内チラシをご覧ください。

福山会場 平成 26年9月 16日(火)

■ 時間 17:15~18:45

■ 場 所 福山商工会議所ビル

(1階 喫茶 シャノン)

■ 会 費 3,000円

広島会場 平成 26年9月 17日(水)

■ 時間 17:30~19:00

■ 場 所 リーガロイヤルホテル広島

(32階 サファイアルーム)

■ 会 費 3,000円



転換期の中国で勝ち抜くための「中国ビジネスセミナー」

(公財)ひろしま産業振興機構では、「中国ビジネスで課題を抱えている」「中国進出に向けて中国ビジネスを学びたい」などの悩みやご要望にお応えするため、当機構の広島上海事務所を 10 年以上にわたって運営している㈱チャイナワークが持つ知識やノウハウを、皆様へご提供させていただきます。

講演会と個別相談会をご用意しておりますので、皆様の解決したい課題、相談したい悩みなどにあわせてご参加いただければ幸いです。参加料は無料となっておりますので、ぜひお気軽にご参加ください。 __ _ _

【講演会】

平成 26 年 9 月 1 8 日 (木) 13:30 ~ 15:30

「中国の政界の実態と日中関係の今後」

■講師:㈱チャイナワーク

代表取締役社長 孫 光 氏

■場所:広島県民文化センター 5階

(広島市中区大手町 1 丁目 5-3) サテライトキャンパスひろしま

502 大講義室



※ 詳細・申込方法等につきましては、同封の案内チラシをご覧ください。

【個別相談会】

平成 26 年9月 18日(木)

15:40~16:25 **2**16:30~17:15

■場所:広島県民文化センター 平成26年9月19日(金)

39:30~10:15 **4**10:20~11:05

⑤11:10~11:55

■場所:(公財)ひろしま産業振興機構

国際ビジネス支援センター

『マレーシア視察研修』実施のご案内

昨年度のフィリピン視察研修に続き、今年度は「マレーシア」に視察研修を予定しております。現地では、工業団地、インフラ設備、現地法人、日系企業、投資支援機関を視察いたします。

関心をお持ちの方は、現地の生の情報や投資環境情報収集に、この機会に是非参加してみませんか。 【実施概要】(予定)

◆日 時:平成27年1月中旬 ◆視察都市:クアラルンプール・イスカンダル近郊・シンガポール

◆対 象:約30名程度(海外取引に興味がある県内企業の方)

